

第 2 回産業福祉常任委員会会議録

平成 23 年 2 月 22 日 (火)

開 会 午後 1 時 15 分

閉 会 午後 3 時 27 分

会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

町民課

平成 22 年度国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

平成 22 年度老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) について

平成 22 年度後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について

清里町国民健康保険条例の一部改正について

清里町国民健康保険税条例の一部改正について

清里町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例の一部改正について

平成 23 年度地方税改正の概要について

平成 23 年度一般会計当初予算主要施策事業 (町民課所管分) について

平成 23 年度国民健康保険事業特別会計予算について

平成 23 年度後期高齢者医療特別会計予算について

保健福祉課

清里町子育て支援保育料補助事業実施要綱の廃止について

保育費用徴収規則の改正について

平成 22 年度介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

平成 23 年度一般会計当初予算主要施策事業 (保健福祉課所管分) について

平成 23 年度介護保険事業特別会計予算について

産業課

清里町農業振興資金条例の一部改正について

平成 23 年度一般会計当初予算主要施策事業 (産業課所管分) について

指定管理者の選定について

平成 22 年度地域振興券の交付結果について

緑清荘の利用実績 (23 年 1 月分) について

建設課

町道路線の廃止及び認定について

清里町営住宅条例の一部改正について

平成 22 年度一般会計補正予算 (建設課所管分) について

平成 22 年度簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

平成 22 年度農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 23 年度一般会計当初予算主要施策事業 (建設課所管分)

平成 23 年度簡易水道事業特別会計予算について

平成 2 3 年度農業集落排水事業特別会計予算について
公営住宅家賃減免事業について
焼酎事業所
平成 2 2 年度販売状況について
平成 2 2 年度焼酎事業特別会計補正予算（第 2 号）について
平成 2 3 年度焼酎事業特別事業予算について

2 . 次回委員会の開催について

3 . その他

出席委員（ 7 名）

委員長	澤 田 伸 幸	副委員長	勝 又 武 司
委 員	加 藤 健 次	委 員	田 中 誠
委 員	藤 田 春 男	委 員	細 矢 定 雄
委 員	中 西 安 次	議 長	村 尾 富 造

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

町民課長	島澤 栄一	税務・収納 G 主幹	溝口 富男
町民生活 G 総括主査	三浦 厚	町民生活 G 主査	武山 雄一
保健福祉課長	柏木 繁延	保健 G 主幹	岡崎 亨
福祉介護 G 総括主査	野呂田成人		
産業課長	斉藤 敏美	商工観光・林政 G 総括主査	進藤 和久
農業 G 総括主査	原田 賢一		
建設課長	澤本 正弘	建設管理 G 総括主査	清水 俊行
上下水道・公住 G 総括主査	藤代 弘輝		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宇 野 充
主 任	鈴 木 由美子

開会の宣告

委員長

それでは、第 2 回産業福祉常任委員会を開催いたします。

委員長

町からの協議・報告事項について町民課から10件ありますので、順次お願いいたします。

町民課長

それでは町民課から、平成22年度特別会計補正予算、それから条例改正及び条例改正の概要について、それから平成23年度の一般会計主要施策事業並びに平成23年度の特別会計の予算についてそれぞれ担当より、ご説明申し上げます。

町民生活G総括主査

平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。3ページをお開き願います。まず、歳入から主な項目についてご説明いたします。1款国民健康保険税は滞納繰越分の増収に伴うものであり、50万円増額になります。3款国庫支出金のうち、療養給付費負担金は医療費の伸びに伴うもので、340万円の増額となります。高額療養費共同事業負担金・特定健康診査等負担金は歳入実績に伴うそれぞれの増減であります。特別調整交付金は12月に補正を行った国保連合会負担金について、国保総合システム事業の精算増額分となります。4款療養給付費交付金は退職者等被保険者に係る医療費の減少に伴い、926万3千円減額となります。5款前期高齢者交付金は65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費の増加に伴い、102万3千円増額となります。7款共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金が費用額で80万円以上、保険財政共同安定化事業交付金が費用額で30万円以上の医療費に係る交付金で、それぞれ医療費の増額に伴う交付金の増額によるものであります。8款財産収入は基金利子となります。11款諸収入は、各項目の歳入実績精算に伴う増減になります。続きまして、下の表、歳出についてご説明いたします。1款総務費は、国保連合会負担金の増額でございます。2款保険給付費につきましては、各項目の医療費等の給付実績に伴う不足額・余剰額を精査した増減額によるもので、2,395万9千円の増額でございます。3款後期高齢者支援金等から6款介護納付金までは、それぞれ拠出金、納付金等の精算確定に伴う減額となります。7款共同事業拠出金につきましては、過去3年の医療費に基づき概算での拠出金が試算されておりましたが、平成21年度精算により拠出金が確定となりましたので、360万9千円を減額するものであります。8款保健事業費につきましては、特定健診受診者の確定により、事業費を174万3千円減額、疾病予防費は国保連とのデータ作成特定業務の減額に伴い、11万1千円を減額いたします。主な補正額の内容は以上で、歳入・歳出とも417万5千円を増額し、歳入・歳出現計予算額は7億2,456万2千円となります。以上で説明を終わります。

続きまして、平成22年度老人保健特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。4ページをお開き願います。まず、歳入につきましては、増減ありません。続きまして、下の表、歳出についてご説明いたします。1款医療諸費は、各医療費の給付見込みがありませんので、すべて減額いたします。2款諸支出金は、老人保健特別会計廃止による精算のため、繰越金を一般会計へ返納するための増額によるものであります。歳入・歳出総額は変わらず、歳出の1款と2款の間で49万5千円を増減するものであります。以上で説明を終わります。

続きまして、平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。5ページをお開き願います。歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料が当初より

調定額が増加して収入になる見込みとなりましたので、212万1千円を増額いたします。続きまして、下の表、歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金を、歳入の増加と同額の212万1千円を増額補正いたします。以上で説明を終わります。

委員長

特別会計の3件の22年度補正予算の説明でございましたが、質疑を受けたいと思います。

(「なし」との声あり)

委員長

それでは、次に移りたいと思います。

町民課長

それでは4点目の、清里町国民健康保険条例の一部改正について6ページでご説明申し上げます。今回の改正につきましては、出産育児一時金は経過措置で、平成23年3月31日まで、35万円から39万円に暫定的に引き上げてきましたが、この度、平成23年4月から健康保険法施行令の改正により、恒久化されたことによる改正及び国民健康保険法改正により、条例を一部改正するものであります。改正条文につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。なお、改正箇所につきましては、アンダーラインで示しております。第5条第1項につきましては、出産育児一時金を35万円から39万円に改正するものでございます。これに伴いまして、附則の経過措置、第4項を削除いたします。次に、第7条につきましては、国民健康保険法の改正により条項が繰り上がっておりますので、第72条の5を第72条の4に改正するものでございます。附則につきましては、施行期日及び適用を規定しております。

次に5点目の、清里町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今回の改正は、地方税法等の一部改正に加え、近年本格的な高齢化社会における疾病構造の変化、医療技術の大幅な進歩等により、医療費が増加する中で課税所得は減少傾向にあります。このため、平成23年度は基金の繰入れを行うとともに、国民健康保険税限度額を73万円から77万円に引き上げ、並びに所得割額の改正を行い、保健事業の安定的な運営に努めて参ります。なお、この国民健康保険税改正及びこの後ご説明いたします、国民健康保険事業特別会計予算案については、去る2月1日の清里町国民健康保険運営協議会で審議を終え、ご理解をいただいております。それでは、8ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。なお、改正箇所につきましては、アンダーラインで示しております。第2条第2項につきましては、基礎課税限度額50万円を51万円に1万円引き上げるものでございます。第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税限度額13万円を14万円に1万円引き上げるものでございます。第4項につきましては、介護納付金課税限度額10万円を12万円に2万円引き上げるものでございます。第3条第1項につきましては、基礎課税額に係る所得割額100分の4.4を100分の5.5に改正するものでございます。第8条につきましては、介護納付金に係る所得割額100分の0.9を100分の1.0に改正するものでございます。第23条につきましては、国民健康保険税の減額を規定しており、基礎課税限度額50万円を51万円に、後期高齢者支援金等課税限度額13万円を14万円に、介護納付金課税限度額10万円を12万円に、それぞれ改正するものでございます。附則につきましては、施行期日及び適用区分を規定しております。

次に6点目の、清里町町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例の一部改正について、

11ページでご説明申し上げます。今回の改正につきましては、この条例は平成17年に施行され6年間が経過し、この間に滞納状況の変化及び制限を加える行政サービス等の事業廃止や、国等への制度移行などにより、見直しが必要なことから、別表第1の納付を確認する町税等並びに、別表第2の制限をする行政サービスの一部を改正するものでございます。主な改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。なお、訂正箇所につきましてはアンダーラインで示しております。初めに改正前の条例、別表第1から、第4項清里町国営土地改良事業負担金及び第5項清里町北海道営土地改良事業負担金は、今まで未納者がいないことから、この項目を削除いたします。改正後の条例、別表第1に、第4項として後期高齢者医療保険料、第5項に介護保険料、第6項に水道料金、第8項から第11項に住宅の家賃を新たに加えます。次に改正前の条例、別表第2から第3項の保健福祉奨学資金貸付事業、第4項の精神障害者居宅介護等事業、第5項の低肺機能者経費助成事業、次のページの第21項の新規高卒者雇用促進事業、第23項の農村地域トイレ水洗化等推進事業、第24項の家庭用コンポスター等購入補助金交付事業を削除いたします。改正後の条例、別表第2には第22項から第25項として住宅の設置及び管理に関する項目を加えます。附則につきましては、施行期日を規定しております。条例改正の説明は、以上で終わります。

税務・収納G主幹

平成23年度地方税改正の概要についてご説明申し上げます。14ページの地方税法等の一部を改正する法律案の概要をご覧ください。まず、個人住民税の諸控除の改正でございます。合計所得金額400万円超の納税義務者の成年扶養親族、23歳以上70歳未満の方に係る扶養控除33万円について、負担調整措置を講じた上で廃止いたします。ただし、障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生については引き続き控除対象といたします。上記の改正は、平成25年分以後の個人住民税について適用するものでございます。次に、退職所得による個人住民税の10パーセント税額控除を廃止いたします。上記の改正は、平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用されます。次に、金融証券税制でございます。上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率3パーセントの適用期限を2年間延長し、平成25年度12月31日までといたします。次に、市民公益税制でございますが、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることといたします。個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げます。以上の改正は、平成24年度以後の個人住民税について適用するものでございます。平成23年中の寄附金から対象になるということです。次に15ページ、納税環境整備でございます。国税の見直しと併せて、納税者が更正の請求を行うことができる期間、現行1年を5年に延長いたします。上記の改正は、平成23年4月1日以後に法定納期限が到来する地方税について適用いたします。平成22年度改正における国税の見直し内容等を踏まえ、罰則を見直します。上記の改正は、平成23年6月1日以後にした違反行為について適用になり、罰則が強化されることとなります。次に、税負担軽減措置等の見直しでございます。税負担軽減措置等について、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直しをします。全体241項目のうち、廃止49項目、縮減15項目行われる予定になっております。その他でございます。法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲し

ます。道府県たばこ税1千本につき、1,504円を860円とし、644円減額します。市町村たばこ税につきましては1千本につき、4,618円を5,262円とし、644円プラスするものでございます。上記の改正は、平成24年4月1日から適用いたします。航空機燃料税の税率の引下げに伴い、地方に減収が生じないよう、航空機燃料譲与税の譲与割合を23年度から平成25年度までの間、現行の13分の2から9分の2とします。施行期日は平成23年4月1日でございます。この地方税法に係る清里町税条例の改正は、法案成立後、国から改正内容の詳細が示されてから行う予定となっております。現在の見通しでは、3月末ころの改正になるのではないかと見込まれているところでございます。説明を終わります。

委員長

の条例改正から の地方税改正の概要までで、ご質問ございましたら受けたいと思います。ございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、平成23年度一般会計当初予算についてお願いいたします。

町民生活G主査

平成23年度一般会計当初予算主要施策事業(町民課所管分)についてご説明申し上げます。16ページをお開きください。2款総務費・2項総務管理費・5目自治振興費において、まちづくり地域活動推進事業交付金事業を行うものでございます。施策内容につきましては、第5次総合計画の協働・共生・共創のまちづくり及び自立のまちづくり計画重点事業である地域パートナーシップ事業を推進するため、総合的な交付金制度により自治会等を主体とした地域活動の支援を行うものであります。また、申請された事業を住民組織が審査し決定する仕組みを新たに導入していくものでございます。17ページをお開きください。交付金の今回の見直しの関係につきまして、資料左側は現行の交付金の流れとなっておりますが、今までは申請された事業をすべて町民課において事業の審査・認定をしてきたところでございます。今回の見直しにつきましては、右のイメージのように共創のまちづくり事業について、まちづくり運動推進協議会に審査・承認をしていただき、それを町民課で認定作業を行うという形で進めていきたいというものでございます。16ページにお戻りください。予算の内訳は、運営交付金として、自治会運営交付金に395万円、自治会連合会交付金28万5千円、まちづくり運動交付金に40万円、研修会参加補助13万3千円、事業交付金につきましては、協働・共生のまちづくり交付金ということで、花いっぱい、敬老会、除雪支援事業に366万2千円、共創のまちづくり交付金といたしまして、環境美化、いきいきサロン、子育て支援含む公募型に400万円、自治会館整備事業57万円となっており、総額1,300万円の事業費を計上してございます。ちなみに、これらの自治会の申請に係るものにつきましては、予算編成前に各自自治会から希望を提出いただいて、積み上げた数字を出しております。続きまして、同じく自治振興費の地上デジタル放送無線共聴施設整備設計事業でございます。地上デジタル放送移行に伴う、新たな難視地域(ホワイトリスト)に指定された緑地区に、地上デジタル放送の無線共聴施設を整備し、難視の解消を図ることを目的に実施するものでございます。18ページをお開きください。平成23年1月21日に総務省及び全国デジタル放送推進協議会が発表しました、地デジ難視対策衛星放送対象リスト(デジタル放送難

視聴地区) ホワイトリスト第5版で、右の神威23、川向1、青葉3、緑町95、清泉2の合計124世帯が新たな指定を受けたものでございます。このリストに指定を受けた世帯には、アナログ放送終了から受信対策が完了するまでの期間、対策として地デジ難視対策衛星放送補助が提供されます。こちらの放送につきましては、東京をキー局とします民法、それとNHKの東京局の放送を衛生で受信できるというものでして、一時的にテレビが見えなくなるその間を補償するための制度でございます。放送設備の受信設備のない世帯には、設備も無償提供されるということで、ここに登録された世帯に対して、現在受信施設整備支援センターの方で、(2)の申し込みの手続きに回っているところでございます。地上デジタル放送移行に伴う新たな難視の対策手法としては、無線共聴施設の新設と個別受信対策ということで対処をしていきたいと思っております。緑町については対象世帯が非常に多いことから、総務省からも個別対策では対応できないといわれているため、無線共聴施設を整備することとしました。なお、緑町以外の地区におきましては個別受信対策で、アンテナの取替えや受信位置の変更など進めていくものです。16ページにお戻りください。この施設整備に伴う受信点調査、設備設計及び国への申請手続き等も含めた設計費用として500万円を計上するものです。続きまして、4款衛生費・2項清掃費・1目清掃事業において、ごみ処理業務委託事業を実施するものです。ごみ処理業務の委託により、一般廃棄物収集、処理業務を円滑に行うものであります。収集業務、可燃・不燃・粗大・資源・古布・乾電池、処理業務、焼却・破碎・分別・埋立を行うものであります。委託料の内訳は、人件費4312万3千円、物件費344万8千円、合計で4,657万1千円を計上するものです。以上でございます。

町民生活G総括主査

続きまして、4款衛生費・1項保健衛生費・3目各種医療対策費において、乳幼児医療費扶助事業を実施いたします。現在、北海道医療の補助対象は一部所得制限があり、年齢に応じた入院、通院の部分が扶助されておりますが、清里町においては、平成20年度より制度拡充により、小学校卒業までの乳幼児、児童に対して所得制限なしに入院、通院全額に扶助を行っております。対象となる方は重度医療、ひとり親医療、生活保護者を除く未就学児174名と小学生222名を予定しております。事業費合計1,180万円を道支出金360万円、一般財源820万円を財源に計上しております。以上で説明を終わります。

委員長

23年度一般会計当初予算の町民課所管分の説明でございましたけども、何か質疑がございましたらお受けしたいと思います。

(「なし」との声あり)

委員長

よろしいですか。それでは次に、の平成23年度国民健康保険事業特別会計予算についてと、後期高齢者医療特別会計予算について、説明をお願いします。

町民生活G総括主査

平成23年度清里町国民健康保険事業特別会計当初予算についてご説明いたします。主要施策についてご説明いたしますので、20ページをお開き願います。2款保険給付費につきましては

事業費合計4億6,187万4千円ですが、国庫支出金1億7,196万円、道支出金3,820万円、その他9,118万4千円、一般財源1億6,053万円を財源に計上しております。3款後期高齢者支援金等につきましては、事業費8,601万3千円を国庫支出金3,176万6千円、その他3千万円、一般財源2,424万7千円を財源に計上しております。6款介護納付金につきましては、事業費3,810万円を国庫支出金1,434万3千円、その他154万5千円、一般財源2,221万2千円を財源に計上しております。7款共同事業拠出金につきましては、高額、保険財政の事業費合計1億193万4千円を国庫支出金450万2千円、道支出金450万2千円、その他7,900万6千円、一般財源1,392万4千円を財源に計上しております。8款保健事業費であります。特定健診、保健事業費合計628万3千円を国庫支出金77万1千円、道支出金109万5千円、その他74万9千円、一般財源366万8千円を財源に計上しております。1ページお戻りいただき19ページをお開き願います。23年度国保会計当初予算につきましては、只今の主要施策並びに事務関係経費などを含め、歳入歳出とも前年対比で475万8千円を減額し、歳入歳出予算額は6億9,918万2千円となります。以上、国保の説明を終わります。

続きまして、平成23年度後期高齢者医療特別会計当初予算についてご説明いたします。主要施策についてご説明いたしますので22ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、事業費合計5,412万7千円を、その他1,397万5千円、一般財源4,015万2千円を財源に計上しております。1ページお戻りいただき21ページをお開き願います。平成23年度後期高齢者医療特別会計当初予算につきましては、只今の主要施策並びに事務関係経費などを含め、歳入歳出とも、前年対比で334万5千円を増額し、歳入歳出予算額は、5,546万9千円となります。以上で説明を終わります。

委員長

只今、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の23年度の予算の説明を受けましたが、皆さんから何かございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、終わりたいと思います。

委員長

保健福祉課より、協議・報告事項ということでお願いしたいと思います。子育て支援保育料補助事業要綱廃止についてから まで、順次お願いいたします。

保健福祉課長

それでは保健福祉課所管分の議案につきまして、5点ございます。1番目と2番目の23ページ、24ページにおける子育て支援保育料補助事業実施要綱の廃止及び24ページ保育費用徴収規則の改正について、これにつきましては関連がございますので、一括して私から資料の説明をさせていただきたいと思います。別紙の要綱について配付させていただいたところでございますが、それについても参照していただきたいと思います。

まずはじめに、清里町子育て支援保育料補助事業実施要綱の廃止について説明したいと思います。清里町子育て支援保育料補助事業実施要綱につきましては、平成18年度より第3子の保育

所、幼稚園への通園に関わる保育料を免除することで、子育ての経済的負担軽減による子育て支援を目的に要綱制定し、事業を実施して参りました。平成22年度より国による新たな子育て支援対策である「子ども手当」の現金給付による制度が開始したところであり、保育料補助事業については段階的に縮小の方向で、今年度は2分の1の支給、これにまつわる要綱改正を行ったところであり、本要綱については平成23年3月31日をもって廃止して、平成23年度以降は保育料補助による現金給付は行わないこととすることでいきたいというように考えてございます。委員各位にはご案内のとおり所管委員会の理解を得ながら、11月臨時会において予算措置いただきました0歳から4歳までを対象としたヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン、1歳から高校生までを対象とした新型インフルエンザ予防ワクチン、中学生女子を対象とした子宮頸がん予防ワクチン接種、これらの全額補助をはじめとする現物給付による子育て支援が現状における最善の方策と考え、今後とも現物支給の方向で拡充して参りたいということでございます。このことが要綱廃止の大きな理由であります。また、次の保育費用徴収規則の改正につきましても、子育て支援保育料補助事業要綱の廃止に伴う第3子入園者への保育料免除規定の削除であります。以上で、清里町子育て支援保育料補助事業要綱の廃止及び保育費用徴収規則の改正についての説明を終わらせていただきます。

委員長

それらについて質問ございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

委員長

それでは次、平成22年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてお願いいたします。

保健福祉課長

平成22年度の介護保険特別会計補正予算につきましては、担当総括主査であります野呂田総括主査から説明申し上げます。

福祉介護G総括主査

平成22年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。25ページをお開き願います。今回の補正予算につきましては、実行予算における予算の調整を行うものです。歳入につきましては、介護保険料の第1号被保険者介護保険料を12万円減額、滞納繰越分1万5千円増額、国庫支出金、道支出金、支払基金交付金、繰入金の介護給付費分につきましては、歳出の保険給付費の実績により、それぞれの負担割合に基づき国庫348万4千円、道214万円、支払基金88万5千円、町繰入金370万円を計上しております。また、本年度の実績見込みで、保険給付費が伸びていることから基金積立金1,005万3千円を取り崩し、財源不足に充当いたします。介護保険の基金積立金につきましては、毎年度繰越額の2分の1をめどに積立を行っております。現在の基金保有額は2,614万円となっており、今回の取り崩しで約1600万円の基金保有額となります。次に歳出について、ご説明いたします。歳出につきましては、いずれも保険給付費の伸びにより、増額補正を行うものです。居宅介護サービス費で630万円、居宅介護サービス計画給付費で20万円、施設介護サービス給付費で830万円、手数

料で1万7千円、高額介護サービス等費で134万円、特定入所者介護サービス等費で400万円を計上いたします。歳入歳出とも2,015万7千円を増額し、歳入歳出の合計は、4億3673万円となります。次のページ26ページにつきましては、補正予算の概要となっており、只今ご説明いたしました歳出の財源内訳を記載している表となっております。以上で説明を終わります。

委員長

只今の、介護保険事業特別会計補正予算について質疑を受けたいと思います。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、の平成23年度一般会計当初予算主要施策事業についてお願いします。

保健福祉課長

4番目の、保健福祉課所管分の一般会計の主要施策につきましても、担当総括主査よりご説明いたします。

福祉介護G総括主査

平成23年度一般会計当初予算主要施策事業(保健福祉課所管分)についてご説明いたします。27ページ目をお開き願います。私より福祉介護グループ及び子育て支援グループの主要施策事業についてご説明いたします。1点目、社会福祉協議会補助事業につきましては、清里町社会福祉法人補助金交付要綱に基づき699万円を一般財源にて計上しております。次の難病者等通院交通費扶助事業につきましては、障害者及び特定患者の通院、通所に対し、清里町難病者等通院交通費助成要綱により交通費の助成として250万円を一般財源で計上しております。次の、福祉医療事業者人材確保補助事業につきましては、町内事業所の福祉医療の安定的な人材確保の支援を図ることを目的に、清里町福祉医療人材確保補助要綱に基づき168万円を一般財源で計上しております。なお、本補助事業につきましては、平成20年度から平成24年度までの時限要綱となっております。次の障害者自立支援事業につきましては、障害者の自立を支援・促進するための費用として、国・道・町の負担により9,789万7千円を計上しております。28ページをお開きください。次の福祉サービス事業につきましては、高齢者及び障害者、難病者に対し、各種在宅生活支援を行うための費用一般財源と利用者負担金により540万5千円を計上しております。次の介護老人保健施設きよさと運営事業につきましては、清里町社会福祉協議会を指定管理者として、施設の運営を行う経費2億9,830万円を計上しております。財源につきましては介護報酬収入となっております。次の子ども手当支給事業につきましては、現在、平成23年度子ども手当の支給に関する法律が国で審議中ではありますが、その内容に基づき対応できる額を予算措置するものであります。平成22年度は中学校卒業までの子ども一人につき1万3千円が支給されておりましたが、平成23年度より3歳未満は2万円に増額が予定され、国・道・町の負担割合に基づいた費用8,381万1千円を計上しております。次の子育て支援センター運営事業につきましては、事業の運営費として149万5千円を計上しております。財源につきましては次世代育成支援対策事業交付金となっております。以上で説明を終わります。

保健G主幹

続きまして私の方から、保健グループの主要施策についてご説明させていただきます。資料の29ページをお開きください。この表のとおり予防費については大きく3つに区分けしております。1つ目の各種健診事業につきましては、例年同様、高血圧や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病を未然に防ぐための特定健康診査をはじめ、がんの早期発見と早期治療を図るための各種がん検診、さらには肝炎ウイルス検査、脳ドック検診などの各種検査を実施して参ります。また、女性特有のがんである乳がんと子宮がん検診、さらには北海道の要領に基づくエキノコックス症検査を実施いたします。これらの検診事業に係る所要額といたしまして1,049万9千円、特定財源として道補助金42万7千円、各種検診での個人徴収金163万3千円を計上しております。2つ目の予防接種事業につきましては、予防接種法に基づく定期接種として乳幼児などの各種予防接種、65歳以上の高齢者インフルエンザ予防接種、これに合わせ任意予防接種ですが、全額公費負担として昨年11月臨時会において予算措置いただきました0歳から4歳までを対象としたヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン、1歳から高校生までと低所得者を対象としたインフルエンザ予防接種、さらには23年度新しく中学1年生になります女子生徒と4月から新たに新中学2年生となる生徒から、新高校1年生になる方までの女子の3回目となる子宮頸がん予防ワクチン、これらの所要額として1,222万8千円を計上してございます。特定財源といたしましてはインフルエンザ、子宮頸がん等ワクチン接種に係る道負担金、道補助金として224万9千円を計上しているところであります。3つ目の母子保健事業につきましては、母子保健の推進のための乳幼児健診、保健指導、母親学級等の開催と共に、標準とされる14回の妊婦健診費用のすべてを公費で負担いたします。この事業に係る所要額として487万6千円、特定財源としては妊婦健診に係る道補助金78万7千円、母親学級での個人負担金5万3千円を計上しているところであります。続いて、保健福祉総合センター費の運営管理事業でございます。この表に書かれておりますとおり大きく燃料ですとか光熱水費、その他の経費という形の中で、保健福祉総合センターは介護老人保健施設、診療所、保健センターの3つの複合施設です。過去の実績を基にこれらの維持管理費として2,882万8千円、特定財源といたしまして医師住宅使用料の他、雑入として電気料・上下水道料・燃料費などの収入と公衆電話使用料として総額1,974万円を計上しているところであります。以上で説明を終わります。

委員長

一般会計当初予算(保健福祉課所管分)の説明をいただきました。質疑を受けたいと思います。ございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、次に進みたいと思います。平成23年度介護保険事業特別会計予算について、説明をお願いします。

保健福祉課長

平成23年度介護保険事業特別会計予算について、担当の総括主査より説明させます。

福祉介護G総括主査

平成23年度介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。30ページ目をお開き願います。平成23年度介護保険事業特別会計予算の歳入につきましては、介護保険料6,830万2千円、使用料及び手数料2千円、国庫支出金9,395万7千円、道支出金6,302万9千円、支払基金交付金1億1,916万5千円、財産収入1万3千円、繰入金5,627万5千円、繰越金100万円、諸収入52万9千円となっております。歳出につきましては、総務費484万1千円、保険給付費3億9,641万9千円、地域支援事業費97万3千円、基金積立金1万4千円、公債費2万5千円となっており、歳入歳出の合計は4億227万2千円、前年対比278万9千円の増額。率にいたしますと、前年対比100.7パーセントとなります。歳出ベースで見ますと全体の98.6パーセントが保険給付費の構成比となっており、各種給付支援事業を行って参ります。以上で説明を終わります。

委員長

只今、平成23年度介護保険事業特別会計予算の説明でしたが、質問を受けたいと思います。

田中委員

最初の子育てのことで聞きたいのですが、保育所の第3子以降の保育料の助成の廃止ということで、その理由として子ども手当が支給になったことで。そこら辺、保育料っていうのは所得が関係してくると思うんですけども、参考までに聞きたいのですが、子ども手当をもらうことによってこれが廃止になったと。その差って言うのは保育料は所得で違うんですけども、一般平均の保育料からすると、どっちがどうなのか。

保健福祉課長

今、個別の保育料については、持ち合わせておりませんので正確な額は言えないんですが、保育料ベースでいきますと、保育所の保育料で通常保育所に在籍している部分で3人目にいきますと10分の1になるんです。ただ、中学生や小学生の兄ちゃんや姉ちゃんがいて保育所に3人目ということになると、通常の料金になるんですが、これでいきますと平均で1万5千円から2万円程度の金額になるのかなと。月額ですね。ざっくり言っていますから正確ではありませんけれども。それが1万2千円の保育料で1万3千円の子ども手当と比較してどうなんだと言え、どっちとも言えないというのが現状でございます。主旨としては保育所や幼稚園に通っている人たちに恩恵があるので、子ども手当は全員にくるし、現物給付で予防ワクチンとか健康づくりの部分で全体に広くというのが廃止の大きな理由であります。ちなみに人数でいきますと平成22年度、今年度の上半期の人数でいきますと、この制度の対象となっているのがやまと幼稚園で6名、新栄保育所で1名、清里保育所で7名、札弦保育所で3名ということで、全体で16名がこの支援制度の網にかかっているというようなところで、少ないから網を破るということではなくて、この制度の網をもう少し広げた部分で現物支給で広く全体にということが、廃止の主な大きな理由でありますので、ご理解賜りたいと思っております。

田中委員

ここで論議しても仕方がない訳ですけども、なかなか3人目を保育所に通わず親というのは大変だろうと思うんですね。今言った主旨も分かるんですけども、子育ての方に国も支援しようと

している中ではどうなのかなと。

保健福祉課長

この委員会が終わったら、幼稚園、保育所に説明会を実施して理解していただくということで、話を詰めているところでございます。

委員長

全体を通じて、その他ございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いですので、保健福祉課終わりたいと思います。ご苦労様でした。

委員長

産業課より、協議・報告事項について5項目ございます。まず1つ目、清里町農業振興資金条例の一部改正についてからお願いいたします。

産業課長

清里町農業振興資金条例の一部改正について、議案の31ページでご説明申し上げます。議案の新旧対照表を説明する前に、改正するに至った経過等についてご説明いたします。農業振興資金条例は、昭和51年に農業者の農業生産基盤の整備と経営安定を図ることを目的に制定されたものでございます。貸付資金については、町と農協が造成し無利子で貸し付けする清里町独自の制度であります。造成資金の額は2億7千万円ほどで、町が造成した額は1億3,700万円となっております。多くの農業者が有効にこの資金を活用しているところでありました。平成18年になりまして、斜里郡3JAの合併協議が始まったことから、町、農協ともに、この独自制度のあり方について協議を進めてきた結果、今回の改正の運びとなったものでございます。改正の主旨につきましては、今までの資金造成方式から農協資金を貸し付けする方式に変更し、町と農協は貸付金利を折半して農業者に利子助成を行うものでございまして、農業者には現行と同じ内容で借り入れできる内容に改正するものでございます。それでは31ページの新旧対照表により説明いたします。左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインが改正箇所となっております。第1条は目的であります但変更ありませんので省略します。第2条の見出し、「資金造成」を「利子助成」に改め、条中の全文を「町は、清里町農業協同組合(以下「町農協」という。)との協定に基づき、町農協から貸付を受けた農業者の金利負担軽減を図るため利子助成を行う。」に改め、第3条は、条中「資金の額、並びにその他管理、及び運用の細部」を「貸付資金の額並びに利子助成率、その他の細部」に改めるものです。第4条は変更ありませんので省略します。附則においてこの条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するもので、改正前条例第2条の規定により造成した資金は、造成額に応じて返還するものでございます。なお、只今の改正案につきましては、3月議会定例会に提案する予定の案件でありますので、よろしくご審議願います。以上で説明を終わります。

委員長

只今の農業振興資金条例の一部改正についての提案でございましたが、何かございませんか。

加藤委員

利子補給という形になっていますが、貸付金額については今まで積み立ててあった2億7千万という範囲内での貸付方法と言うか、運用方法については変わらないということよろしいのですか。

産業課長

基本的には2億7千万で変わらないということですが、農協との協議の中で、実際に資金の利用額が2億5千万以下で推移していることから、2億5千万円にしようかということ、今、農協と協議しているところでございます。

委員長

よろしいですか。

加藤委員

はい。

委員長

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

それでは の、平成23年度一般会計当初予算主要施策事業(産業課所管分)について、説明をお願いします。

商工観光・林政G総括主査

それでは、産業課所管分の主要施策について、担当の方からご説明をさせていただきます。まず32ページをご覧くださいと思います。総務費・開発促進費でございます。この中の花と緑と交流のまちづくり事業につきましては、町民の皆さんと行政のパートナーシップによりまして、花と緑の環境づくり事業及び交流事業を推進して参りたいと考えております。事業費につきましては、1,153万6千円となりますが、花と緑の環境づくり事業に765万7千円、交流事業に387万9千円を計上しております。財源につきましては地方債及び一般財源となっております。次に33ページにつきましては、原田主査よりご説明申し上げます。

農業G総括主査

次に私の方からご説明申し上げます。農林水産業費33ページでございます。はじめに2目農業振興費の農業経営基盤強化資金利子補助事業について説明いたします。本施策につきましては、経営改善計画等の認定を受けた農業者の資金借入利子を助成するものであります。平成23年度におきましては新規融資を20件見込みまして、既に融資を行っている分を含め、合計201件、497万1千円の利子を助成するものです。財源のうち道補助金が2分の1となっております。

次に3目畜産業費の町営牧場整備事業について説明いたします。本施策は江南牧場の草地維持を目的として行います。草地改良については本年度は4牧区10.9ヘクタールを対象とし390万円、それから追肥につきましては1から6牧区37.4ヘクタールを対象として125万円、施設修繕については1から4牧区の有刺鉄線の張り替え、2,500メートルで88万円、合計603万円を計上いたします。次に4目農地開発事業費の国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理事業でございます。本施策は畑地かんがい施設の適正な維持管理を図るために斜網地域維持管理協議会へ支払う負担金となっております。本町は23.9パーセントの負担割合となっております。なお、事業費は1,327万4千円を計上し、財源のうち受益者負担及び雑入が1,159万5千円となっております。以上で農林水産業費の説明を終わります。

商工観光・林政G総括主査

それでは次のページ、34ページをお開きいただきたいと思います。商工振興費につきましては、コミュニティセンター維持費補助事業につきましては、コミセン建物の公益部分の維持管理経費を補助するもので、主な経費は管理に係る人件費、物件費、委託料で、施設の使用料等の収入を差し引いた額の660万円を補助するものです。財源につきましては一般財源となっております。次にコミュニティセンター建設資金償還金補助につきましては、コミセンが平成10年度に建設され5年間据え置きで平成15年度より借入金の償還を行っておりまして、23年度償還分について1,076万6千円を補助するものです。財源につきましては一般財源となっております。次に観光振興費です。観光振興費につきましては、23年度よりキャンプ場とパークゴルフ場以外の施設を総体的に管理するため、従来の観光費と温泉施設費を一本化しまして新たに創設したものです。この中で、まずは観光促進事業につきましては、みどりのフェスティバルに180万円、ふるさと産業まつりに380万円、ウィンターフェスティバルに30万円を補助するもので、合計590万円を予算計上しております。財源につきましては一般財源となっております。次に斜里岳山小屋管理運営事業につきましては、山小屋の管理運営に係る指定管理委託の経費154万円を計上するものです。財源につきましては一般財源となっております。次に温泉施設管理運営事業につきましてはパパスランド、緑の湯に係る指定管理委託料で2,271万7千円を計上するもので、財源につきましては一般財源となっております。次にオートキャンプ場費です。オートキャンプ場管理運営事業につきましては507万5千円を計上しまして、フラワーパークを含むキャンプ場施設の維持管理に係る経費でございます。財源は使用料収入と公衆電話料400万3千円と残りは一般財源でございます。最後に江南パークゴルフ場管理運営事業につきましては636万8千円を計上しております。施設の維持管理にまつわる経費でございます。財源につきましては使用料300万円と残りは一般財源でございます。以上で産業課所管分の説明とさせていただきます。

委員長

只今の説明について質疑を受けたいと思いますが、何かございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

それでは、の指定管理の選定についてお願いいたします。

商工観光・林政G総括主査

それでは指定管理者の選定について、35ページをご覧いただきたいと思います。この度の緑温泉の指定管理者の選定につきましては、12月28日から1月31日までの間募集を行ったところ、現在、指定管理を受けている有限会社パパスさつつる1社から申請がありました。選定にあたりましては指定管理者選定委員会を開催しまして、委員会の構成は副町長を委員長としまして教育長、総務課長、そしてその他町長が指定した委員といたしまして、産業、建設、町民、保健福祉の4課長でございます。選定委員会は2月7日と10日に行われまして、選定方法及び書類審査、パパスさつつるの代表者をお呼びいたしましてヒアリング審査を行っております。その後、審査の結果を報告書にまとめ町長へ報告を行い、2月15日に副町長よりパパスさつつるへ選定結果の通知を行いました。今回の指定期間は、23年4月1日から26年3月31日までの3ヵ年としまして、基準価格470万円に対して465万円の提示額となっております。今後は、議会の議決を得られた後に指定管理者の指定を受けることとなります。なお、この度の指定管理におきましては、総務省より指定管理者制度の運用について通知がありまして、指定期間が複数年にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定することとされましたので、それに基づき債務負担を設定するものです。以上でございます。

委員長

指定管理、緑温泉についての説明でしたが、何かございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

次にいきたいと思います。平成22年度地域振興券の交付結果についての説明をお願いします。

産業課長

平成22年度地域振興券の交付結果について36ページでご報告申し上げます。1番の交付状況についてであります。交付対象者4,592人、内4,584人に一人1万円を交付いたしましたので、交付金額の総額は4,584万円となり、交付率は99.83パーセントとなりました。2番目の未交付状況であります。居所不明者や長期旅行中により棄権された方など8人が未交付となり、未交付金額は8万円となっております。3の換金状況については、3回換金を行い、最終の換金総額は4,571万3千円となり、換金率は99.72パーセントとなっております。交付を受けながら使用されなかった未使用金額は12万7千円となりました。以上、報告を終わります。

委員長

地域振興券の交付結果でございましたが、何かございますか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、緑清荘の利用実績について、23年1月分について説明をお願いします。

産業課長

緑清荘の利用実績について37ページでご報告申し上げます。指定管理により業務委託をしている業者の利用実績につきましては、年1回、6月開催の常任委員会に例年報告して参りましたが、緑清荘につきましては昨年12月にリニューアルオープンしたこと、またそのことにより客室数の増加や町からの補助金をゼロにしたこと等、リニューアルオープンに際して前と状況が大きく変わっておりますので、本年平成23年1月につきまして昨年平成22年1月とを比較し、ご報告を申し上げます。収入については温泉使用料、宿泊使用料、食堂売上など、それぞれ25パーセント近い伸びとなっております。また町からの委託料につきましては昨年は1ヶ月66万100円補助しておりましたが、リニューアル後はゼロということになっております。収入の合計で本年1月においては1,456万4,460円で、前年と比較し280万円相当の伸びとなっております。伸び率は24パーセントでございます。支出についてでございますが、人件費、原材料費などが20パーセント前後の伸びを示しております。また増築し、光熱水費がかなり伸びると見ていたのですが、11.5パーセントほどの伸びで止まっております。諸費につきましてはここに記載のとおりです。支出総額は本年1月が1,356万6,574円で、前年対比より220万4,717円、率にして約20パーセントの伸びになっております。収入から支出を差し引いた額は、本年は99万7千円ほどで前年の1月より良い結果となっております。次に温泉入浴者や宿泊数についてでございます。温泉入浴者数につきましては、昨年よりも17パーセント伸びの5,752人、1日平均185人となっております。宿泊者数につきましては前年より約80パーセント伸びの527人、1日平均17人となっております。宴会利用者とレストラン利用者はほぼ同じでございます。前年より16パーセント伸びのここに記載のとおりとなっております。以上、緑清荘の利用実績についての報告を終わります。

委員長

緑清荘の利用実績の報告でした。質疑等ございますか。何かございますか。

(「なし」との声あり)

委員長

産業課全体で、質問を受けたいと思います。ございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようなので、これで産業課終わります。ご苦労様でした。

委員長

建設課より、協議・報告事項について、9項目ありますので、1番上の町道路線の廃止及び認定についてお願いします。

建設課長

建設課の協議報告事項につきまして、ご説明させていただきたいと思います。まず1点目の町道路線の廃止及び認定についてでございます。38ページ目をご覧ください。38ページ目をご覧ください。先の方の委員会においてご協議をしておりました緑清荘から道道向陽清里停車場線までの約258メートル区間につきまして、社会資本整備総合交付金事業により実施する運びとなっております。

ます。実施に向けまして道路法の定めに基づき路線認定を行うものでございます。詳細につきましては、担当総括主査よりご説明申し上げます。

建設管理G総括主査

議案38ページをご覧ください。清里町道羽衣3丁目通り、黒の路線になります。中央通りから緑清荘北側入り口までの496メートルを廃止し、新たに羽衣3丁目通り、赤の路線になりますが、中央通りから緑清荘北側入り口を經由して、道道向陽清里停車場線までの753.5メートルを認定するものであります。以上で説明を終らせていただきます。

委員長

町道路線の廃止及び認定について、説明ございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

よろしいですか。

委員長

清里町営住宅条例の一部改正についてお願いします。

建設課長

清里町営住宅条例の一部改正について、ご説明申し上げます。今回の条例の一部改正につきましては、町営住宅の入居者の資格を定めました第6条において、町営住宅の適正な管理を行うために公営住宅法の趣旨を踏まえながら当該条項に入居者資格要件を加えるものであります。詳細につきましては、担当主査よりご説明いたします。

上下水道・公住G主査

資料39ページの新旧対照表によってご説明いたします。町営住宅条例第6条第1項、入居者資格についての規定でございますけれども、この資格の第1号から第4号は条項を省略してございますけれども、第1号は同居親族要件でございます。第2号は入居収入基準、第3号は現に住宅に困窮していること、第4号には暴力団員ではないことをそれぞれ4項目にわたって入居資格として規定してございます。今回新たに課長も申し上げておりましたが、入居者の負担の公平化を図る観点から第5号として新たに「町税及び使用料等を滞納していない者であること」を追加するものであり、附則は施行期日を規定するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長

町営住宅条例の追加でありますけれども、皆さんから何かございませんでしょうか。

中西委員

滞納者は入居出来ないということで、今まではそれが無かったんですけども、今現在は滞納があるんですか。それと過去はどのくらいあったのか。

建設課長

平成21年度決算の額でご説明させていただきたいと思いますが、平成21年度の決算額でいきますと滞納額として約120万円ほどございます。その内、公営住宅に係るものが約87万円程度で、件数にしますと18件ほどの方が滞納されているという内容になっております。今回、条例改正に当たりまして、町税及び使用料等を滞納しない者ということで1項目を加えさせていただくのですが、基本的に公営住宅法というのは住宅に困窮する低所得者に対して低い家賃で賃貸するものというような主旨でございます。しかしながら、町民としての義務を果たさずに権利ばかり主張するということがやっぱり不合理だということも含めまして、今回入居者の資格として町税及び使用料等を滞納していない者というものを加えさせていただきたいというふうに考えております。ちなみに、地域特別賃貸住宅、地域優良賃貸住宅の条例等については整備させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

中西委員

これは条例を改正するんだけど、今のところ無いんですか。滞納が今あるのに条例を改正して、無ければ良いんだけど、ある人はどうなるのか。条例が出来てしまうとどうなるのか聞きたいんですが。

建設課長

この条例の改正でございますが、今後入居される方、希望される方から適応するというところでございまして、今、滞納されている方については担当職員も含めまして滞納額分の納入をすることで、随時滞納者と色々協議をしながらやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

中西委員

そういうふうに条例を作るのなら、困窮しているから入っても、先の方が滞納しても入っているじゃないかってこととかにならなければ良いと思いますけれども、努力はしていると思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長

次、平成22年度一般会計補正予算（建設課所管分）の説明をお願いします。

建設課長

平成22年度一般会計及び簡易水道事業、農業集落排水事業特別会計の補正予算についてご説明いたします。今回の補正につきましては建設課所管の一般会計、簡易水道及び農業集落排水事業特別会計の各々の実行予算に基づきまして、不用額の調整と特定財源等の調整措置を行うものでございます。詳細につきましては、各担当の総括主査及び主査よりご説明いたします

建設管理G総括主査

建設課管理グループ所管分について、ご説明させていただきます。議案40ページをご覧ください。歳入で12款・1項・5目・1節において道路等占用料で4千円の減。13款・4項・2

目・2節社会資本整備総合交付金で363万5千円の減。19款・1項・4目・1節において社会資本整備総合交付金事業債で240万円の減となっております。13款、19款につきましては、道路新設改良事業の事業費減に伴う歳入の減でございます。議案41ページをご覧ください。歳出で、2款・9項・1目・地域振興総合対策事業の住宅用太陽光発電システム導入費補助で120万円の減。7款・1項・1目・道路等整備事業の委託料で262万5千円の減。公有財産購入費で19万8千円の減、負担金補助及び交付金で1万7千円の減、補償補填及び賠償金で10万円の減、合計294万円の減となります。引き続き議案42ページをご覧ください。7款・1項・2目・道路新設改良事業費の工事請負費で96万9千円の減、公有財産購入費で19万7千円の減、負担金補助及び交付金で547万円の減、合計663万6千円の減となります。7款・2項・1目・公園管理事業の需用費で4万1千円の減、役務費で2万円の減、委託料で4万2千円減、合計で10万3千円の減となります。以上で説明を終わらせていただきます。

上下水道・公住G主査

私の方から公営住宅に関係する部分についてご説明いたします。40ページの使用料及び手数料、住宅使用料250万円の増額でございます。実行予算により精査見積りの結果250万円の収入増が見込まれますのでご報告いたします。次、国庫支出金。1節住宅費国庫交付金につきましては、地域優良賃貸住宅整備事業交付金で18万8千円、公的賃貸住宅家賃低廉化事業交付金で34万6千円、合わせて53万4千円が追加となっております。18款諸収入・1節町預金利子につきましては、公営住宅の敷金定期預金利子について当初予定していた金利より低下があったということでマイナス5千円の補正計上になってございます。43ページをお開きください。住宅費・公営住宅管理事業でございますけれども、1節報酬の委員報酬、住宅入居者選考委員会にまつわる委員報酬でございますけれども、委員会開催の未開催等により10万円が不用となりますので調整させていただきます。2目の住宅建設費・公営住宅建設事業におきましては、委託料において地域優良賃貸住宅建設工事施工監理業務委託料がマイナス26万7千円、公営住宅等建設工事実施設計変更業務委託料マイナス5万2千円、合わせて31万9千円の不用額が生じますので、減額補正をさせていただきます。以上です。

上下水道・公住G総括主査

それでは、特別会計の補正予算につきまして説明させていただきます。44ページをご覧ください。簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)です。今回の補正につきましては、会計の職員数の減によります人件費の補正と、事業完了によります工事請負費の精査が主だったものとなっております。下段、歳出です。総務費です。一般管理費におけます人件費ですが、1名分の人件費と共済費の率の確定に伴いまして907万2千円の減となっております。委託料につきましては、メーター検針ですが実行に伴いまして5万円の増、負担金ですが、1名分の退職手当の負担金等によりまして96万2千円の減、公課費につきましては、消費税納入残として5万8千円の減、合わせまして総務費で1,004万2千円の減となっております。施設費です。工事請負費です。メーター更新の工事請負残244万8千円の減。公債費は変更ございません。基金積立金です。今回の補正によりまして126万9千円の増。合わせまして総額1,122万1千円の減となっております。上段、歳入です。使用料及び手数料です。変更ございません。財産収入ですが、簡水基金の利息の低下に伴いまして4千円の減です。繰入金です。簡易水道基金の繰入金ですが、

今回の補正の歳出減に伴いまして1,121万7千円の減です。繰越金、諸収入はございません。以上、現計予算額8,384万3千円を1,122万1千円減額いたしまして、7,262万2千円とするものです。

続きまして、45ページを見ていただきます。農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。農集排につきましての今回の補正は、実行に伴います使用料収入の補正と、事業完了により工事請負費の精査が主だったものとなっております。下段、歳出です。総務費です。一般管理費におけます人件費ですが、人事院勧告に伴います手当の改正と共済費率の改正に伴いまして21万2千円の減。公課費ですが、消費税の納入額3千円の減です。施設管理費です。施設関係の委託料の請負残といたしまして24万6千円の減。備品購入費、メーター購入費1万5千円の減。合わせまして総務費におきまして47万6千円の減となっております。続いて、事業費です。委託料です。下水道の台帳の委託の請負残3万7千円、工事請負費といたしまして処理場の機器修繕の執行残67万円の減、合わせて70万7千円の減となっております。公債費につきましては、変更ございません。合わせて総額118万3千円の減となっております。上段、歳入です。分担金及び負担金につきましては、公共樹等の新設の要望が無かったため10万円の減となっております。使用料及び手数料につきましては、現年度分の使用料ですが実行に伴いまして100万円の増となっております。繰入金です。今回の補正によりまして、一般会計からの繰入金208万3千円の減です。繰越金、諸収入は変更ございません。合わせまして現計予算額1億2,295万5千円が118万3千円減額いたしまして、1億2,177万2千円とするものです。以上です。

委員長

一般会計、特別会計2つの補正の説明を頂きましたので、皆さんから質問受けたいと思います。
（「なし」との声あり）

委員長

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

委員長

それでは、平成23年度一般会計当初予算主要施策事業（建設課所管分）と、簡易水道事業特別会計予算、農業集落排水事業特別会計予算について、説明をお願いします。

建設課長

各会計の当初予算につきましては、継続事業及び人件費などの義務的経費を計上させていただいております。土木費につきましては、道路橋梁や公園緑地及び公営住宅の維持管理に要する所要経費を計上しております。また、継続事業といたしまして、ひまわり団地に建設しております地域優良賃貸住宅建設事業及び平成21年度から実施しております住宅用太陽光発電システム導入補助事業に要する経費を計上しております。

簡易水道並びに農業集落排水事業特別会計につきましては、適切な施設管理に努めるべく所要の予算を計上させていただいております。詳細につきましては、各担当の総括主査及び主査よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

建設管理G総括主査

それでは建設課管理グループ所管分の主要施策事業について、ご説明させていただきます。議案46ページをご覧ください。7款・1項・1目・道路等整備事業の区画線引業務委託で154万円、測量業務委託で186万円、その他としまして123万2千円。合計で463万2千円を計上させていただいております。同じく、道路橋梁及び河川指定管理業務委託事業としまして8,789万6千円を計上させていただいております。7款・2項・1目・公園等整備管理事業の管理業務で308万4千円、修繕事業で311万円、合計619万4千円を計上させていただいております。7款・3項・1目・住宅用太陽光発電システム導入補助事業といたしまして300万円を計上させていただいております。以上でございます。

上下水道・公住G主査

同ページの一番下段、住宅建設費・公営住宅建設事業についてでございます。平成23年度公営住宅建設事業につきましては、継続事業として債務負担行為によりひまわり団地単身向け地域優良賃貸住宅1棟6戸の建設と外構工事を行うものでございます。事業費は6,329万円、財源内訳は国庫支出金で2,560万4千円、一般財源が3,768万6千円でございます。なお、次ページには建設位置図を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上でございます。

上下水道・公住G総括主査

それでは特別会計の23年度予算について説明させていただきます。資料48ページを見ていただきます。簡易水道特別会計23年度予算です。総額でいきますと7,560万3千円となっております。昨年に比べますと810万4千円減額となっております。要因といたしましては、会計の職員数の減によります人件費と、公債費のピークが過ぎたということがありまして、それが主な要因になっております。下段、歳出です。総務費です。人件費1名分754万4千円です。施設管理費を含みます一般経費1,592万5千円、合わせて2,346万9千円を計上しております。この施設管理費の中に委託料約500万ほどが含まれておりますが、この中で今年度より日常業務の効率化のため、施設の日常点検の委託料を新たに計上しております。また、現在使用しております電話回線を使った水道メーターの検針ですが、今年から始まりました光ケーブルの普及の対応と今後のメーター更新の圧縮策として、検針員によるメーター検針に徐々に移行するような予算計上をしております。続いて施設費です。実施設計委託、道道向陽清里停線の道路工事に伴います水道管の移設等2路線合わせまして300万円、メーター更新費用といたしまして168万円、合わせまして1,980万円となっております。公債費です。元金2,666万4千円、利子564万5千円、合わせまして3,230万9千円。基金積立金です。簡水基金の積立金2万5千円分。総額7,560万3千円です。上段、歳入です。使用料及び手数料。使用料5,050万5千円、手数料9万6千円、合わせまして5,060万1千円となっております。財産収入です。基金の利息2万5千円。繰入金です。一般会計からの繰入金1,340万8千円に、簡易水道基金からの繰入956万8千円、合わせて2,297万6千円です。繰越金です。昨年度同額200万円です。諸収入、最低現金利息1千円、総額で7,560万3千円とするものです。

続きまして、49ページを見ていただきます。農業集落排水事業23年度予算案です。農集排につきましては、1億1,617万4千円となっております。昨年に比べますと588万1千円

の減額となっております。主な要因といたしましては、公債費のピークが過ぎておりますのでそれが主な要因となっております。下段、歳出です。総務費です。人件費1名分968万1千円、一般経費65万5千円、施設管理費2,262万8千円、合わせて総務費で3,296万4千円となっております。事業費です。一般経費116万円、下水道台帳委託料30万円、工事請負費340万円、合わせて486万円となっております。公債費です。元金5,887万4千円に、利息1,947万6千円、合わせて7,835万円で、総額1億1,617万4千円です。上段、歳入です。分担金及び負担金につきましては、公共枮新設の分担金10万円、使用料及び手数料につきましては、使用料366万5千円に手数料1万8千円、合わせまして3,662万3千円となっております。財産収入です。生産物売払収入2万円、繰入金、一般会計からの繰入金7,793万円です。繰越金150万円。諸収入といたしまして、預金利息1千円。合わせて1億1,617万4千円とするものです。以上です。

建設課長

予算関係につきまして、何点か補足説明をさせていただきたいと思っております。まず1点目は、簡易水道事業特別会計の関係でございます。今、総括主査より説明があった中で、特異的なことということでご説明させていただきたいことが2点ほどございます。まず1点目は、委託料の中におきまして、施設点検業務の委託ということで総括の方から説明があったかと思っておりますが、上水道の職員は1名ということで、昨年度までは2名体制で実際行ってきておりまして、昨年度1名減ということで事務等々を行ってきているところでございます。今回、事務の効率化を図るために、日常的な施設の点検等々につきまして、委託をやっていきたいというふうに考えてございます。内容的には、町内にあります排水地などの7施設、第1簡水でいきますと排水池、計量滅菌施設、増圧施設、第2簡水施設でいきますと同じく排水池、計量滅菌施設、計量減圧施設等々でございます。大体现状といたしまして、半日程度の施設の点検等々を今のところ検討してございます。これについて、水道等の経験のある所に委託をしていきたいというふうに考えてございます。それと2点目でございます。水道メーター機の検針業務の関係でございます。これにつきましては、今現在1,620戸のメーターが整備されてきてございます。これにつきましては、8年サイクルで機器の更新という形で更新等を実施しているところでございます。検針の手法といたしまして、電話回線が約60パーセントで980件、検針員による検針が40パーセントで640件という中身で検針業務を行ってきているところでございます。今回、検針の移行についてでございますが、大きな要因といたしまして固定電話が減少してきているということと、先ほど総括の方からご説明があったとおり、光ケーブルが平成22年度から導入されてきているということで、光ケーブルに対する住宅に対して新たに設備を投資しなければならないということが今回出てきております。それと経費の削減という形を考えてございまして、今回、電話による検針から検針員による検針に機器の更新と共に随時移行をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長

23年度一般会計当初予算と、特別会計2つの説明がございました。質問を受けたいと思っております。

中西委員

今の課長から説明のあった、簡易水道が2名体制だったのが1名になるということですが、今までは2名で365日必ず点検に行っていたという仕事をしていたと思うんですね。職員がやっていたんですけども。これ、民間委託か他の業者に委託になるんですけども、どんな仕事も大事だと思うけども、特にこの簡易水道って大事なんですけども、民間委託だとかで大丈夫なんですか。いずれしなければいけないのかも知れないけども。いつまで職員は置くんですか。いずれは全部委託ということではないんでしょう。どうなんですか。

建設課長

委託する業務の内容でございますが、日常的に今、水道にいる職員1名が半日程度かかりまして、各々の施設に行きまして計器の点検、それから飲料水、水の濁り等々を目視してくるというような点検業務でございます。これにつきまして、先ほどご説明したとおり、ある程度水道を経験している所をお願いしていきたい。委託をしていくということで考えてございます。なお、うちの職員につきましても、当然水の安全を管理するというので、当然委託業者に指導を徹底していきますし、2週間に1度程度はやはり職員が点検をして歩くということも含めながら、対応していきたいというふうに考えてございます。

委員長

よろしいですか。

中西委員

分かりました。

勝又委員

先ほどの検針員の関係で電話回線で900件、検針員で640件。電話の関係では電話の無い所もあって、光の対応などそういうのも含めて新たな投資が必要だということで、全部検針員が検針するような形になっていくのですか。

建設課長

メーター器につきましては、8年でワンサイクルで更新されていきますので、これから年間約200戸近くが毎年更新されますので、その時に併せまして、今の電話回線機器から普通の検針員の方に移行していきたいというふうに考えてございます。ちなみに設備の投資の方でございますが、光ケーブルに対応する設備投資になりますと、室内の配線工事も必要になってくる。それと無線機器の導入ということで、1戸当たり約6万ほどの設備がかかってくる。新たにですね。それがまた毎年8年毎ぐらいに室内は別として、また8年ごとに更新が必要になってくるということで、今よりも相当更新費用がかかってくるということも含めまして、今回検針員の検針の方に随時移行させていただきたいなという考えでございます。

田中委員

水道料の基本的にメーターで今やっているけど、これについては一般家庭、我々考えると、家

族だとかそんなんで月の水道料の設定とかっていう方法を考える訳ですけども、これはやっぱり法的にそういうメーターを付けて管理をしなきゃ駄目だっていう、そういう法律的なものがあるのか、どうなのか。参考までに聞きたいんですが。

建設課長

これにつきましても、水道法に基づいて法律でそういうメーターを設置しなければならないと。尚かつ、8年ごとに更新しなければならないということ、これは計量法でございます。ということで定められているものですから、これは仕方ないんだというふうに考えでございます。

田中委員

我々、単純に考えると8年に1回メーターを取り替えたり、色んな人件費だとかメーター確認の人件費だとか、そういうことを考えるとタダでも良いのではないのかと思ってしまう。これは余談ですけども。

委員長

その他、ございませんか。

議長

今、答弁出来ないかもしれませんが、我々も勉強不足なんで後から資料でも出してもらえればと思うんですけども、公営住宅なんですけど、公営住宅には当然決まりがある訳でして、うちの町でやられている公営住宅については低所得者向けの一般の公営住宅と、それから所得がある人の特賃の公営住宅、それにさらに単身者用の特賃がある訳ですが、例えばですね、単身者用のやつは所得はいくら以上なのか。いくら以下なら駄目なのか。それから、普通の公営住宅は所得が低くなければ駄目だと。いくら以上は入れませんよという決まりがあると思うんですが、後で結構でございますので、その資料を教えてくださいと思います。

委員長

の口頭説明の公営住宅の家賃減免事業も含めてお願いします。

議長

後で結構でございますので出していただきたいと思います。3種類ですよ。

上下水道・公住G主査

2種類です。

議長

2種類ってことは、特賃が1種類と普通の公営住宅が1種類。単身の特賃と家庭の特賃は基準が同じなんですか。

上下水道・公住G主査

町営住宅は低所得者向けでありまして15万8千円からになっております。町営住宅に入れる収入基準が、世帯向けで町営住宅の収入基準を超える人は、特賃とか特公賃とか、今ひまわり団地に出来ております地域優良賃貸住宅の方に15万8千円を超える人はそちらの方に移行して入居していただく形になります。単身者については15万8千円という明確な基準は無いんですが、所得が入居する時点でそこまで無くても、将来的に収入が増加していくことを勘案されて入居は出来ます。

議長

単身者も優良賃貸住宅なんですか。

上下水道・公住G主査

そうです。単身者町営住宅は高齢者とか一部の方しか入居できませんので。

議長

もう1点。15万8千円というのは、例えばボーナスとかも入れてなのか。年収割る12で計算するんですか。

上下水道・公住G主査

税込み年収から、サラリーマンですと所得控除後の所得で計算します。さらに扶養があればその控除とか。ですから単純に500万あるからそれを12で割って15万8千円ということではないです。

議長

後で資料をください。

建設課長

分かりました。

委員長

あと の説明は口頭でお願いします。

建設課長

最後の報告事項になりますが、公営住宅家賃減免事業について口頭でご説明をさせていただきます。現在、平成18年度以降に建設され管理をしております公営住宅に対しましては、公的賃貸住宅家賃低廉化事業というもので国より交付金助成を受けているところでございます。今回、北海道では平成23年度から社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして、新たに公営住宅家賃減免事業というものを取り組むということになってきております。この交付金の申請に当たりまして、実施基準などの規定を明確に定めることが要件というふうになってきております。今回、町営住宅条例施行規則第13条、家賃及び敷金の減免又は徴収猶予の条項に、要件を満たすような減免期間の設定、減免額算定に係る端数計算の方法等の規定を整備しまして、事業申請の

準備を進めていきたいと考えてございます。ちなみに、事業対象減免額につきましては平成22年度実績でいきますと約170万円ほどの減免額というふうになってきております。このうち事業が採択された場合は約45パーセントが国から交付されるという内容でございます。なお、今回この申請をしますと、公営住宅家賃減免事業が採択されれば、補正にて予算計上させていただきたいと考えてございます。ちなみに、平成22年度の実績等々でご説明いたしますと、対象入居者が約76戸ほどございます。あと見込みでは先ほどお話したとおり約170万円程度と。約45パーセントの国からの交付ということになりますと76万5千円程度が国からの交付金として入ってくるという内容でございますので、事業の採択に向けて準備を進めていきたいと考えてございます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長

只今の、口頭での説明でございますが、何かお聞きしたいことはございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

それでは終わります。

建設課長

それと、ちょっとよろしいですか。今年建設しております公営住宅、もう完成間近でございます。もし、この委員会でお時間がありましたら、是非新しく出来た、建設しました住宅等をご覧になっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局長

この後にも会議があるので、その様子を見て時間があればということにしたいと思います。暗くなると見えませんので。

建設課長

よろしく願いいたします。

委員長

焼酎事業所より、協議・報告事項ということで説明をお願いいたします。平成22年度販売状況についてからお願いします。

焼酎事業所副所長

50ページの平成22年度販売状況についてご説明いたします。1月末までの焼酎販売は6,418万1千円、前年同月対比の累計で88.5パーセント、836万7千円の減。現行予算に対しまして、96.5パーセントの調定率となっております。以上で説明を終了させていただきます。

委員長

続いて、22年度焼酎事業特別会計補正予算について、お願いします。

焼酎事業所副所長

51ページの平成22年度実行に伴います補正予算の内訳についてご説明いたします。歳入歳出ともに540万円減額させていただきます。歳入の財産収入は400万円の増額で、最終予算額7,050万円であります。製品の販売本数は全体で約71,400本。販売数量につきましてはアルコール25度換算で約55キロリットルを見込んでおります。一般会計繰入金は940万円を減額いたします。歳出をご説明いたします。総務費は200万円を減額いたします。内訳でございますが、職員手当等、共済費、報償金、普通旅費、食糧費、通信運搬費、広告料、手数料、賠償責任保険料は不用額を、委託料は入札執行残及び不用額を減額いたします。最終予算額を2,841万8千円とするものです。製造費は337万円を減額し、最終予算額を4,608万9千円とするものです。賃金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、加工用原料費、酒税、それぞれ不用額を減額いたします。公債費は今後支出の見込みがありませんので3万円全額減額いたします。歳入歳出予算ともに540万円減額させていただき、総体の予算額を7,450万7千円とさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長

平成22年度販売状況と、22年度特別会計補正予算の2つについて、質疑を受けたいと思いますが、ございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、平成23年度焼酎事業特別会計予算について、説明をお願いします。

焼酎事業所副所長

52ページから54ページの平成23年度予算についてご説明いたします。最初に54ページの製造販売計画からご説明いたします。23年度の製造計画は1の製造計画のとおり、17回仕込みの30キロリットルで計画しております。販売数量は2の販売計画のとおり製品販売本数は焼酎製品で7万900本。焼酎販売数量は55キロリットルで計上しており、販売金額は6,720万円であります。52ページへお戻りください。続きまして予算の総括について歳入からご説明いたします。1款財産収入は前年度より1,280万円減額の6,720万円であります。2款繰入金は前年度より640万円減額の300万円であります。総務費に充当させていただきます。3款繰入金は前年度と同額の50万円あります。4款諸収入は前年度と同額の2万円あります。歳入合計の予算額は前年度より1,920万円減額の7,072万円あります。歳出についてご説明いたします。総務費は2,548万円の予算額であり、前年度予算より1,198万5千円の減額であります。人件費の減、役務費の減などが主であります。製造費は前年度より721万5千円減額の4,521万円あります。製造経費と瓶詰めなどに要する経費であります。公債費は前年と同額の3万円あります。歳出合計は7,072万円です。53ページの款別・性質別・節別の分類表をご覧ください。人件費は前年と比較して1,101万5千円の減であり、主に職員の異動によるものです。物件費は前年度と比較して818万5千円の減であり、製造経費及び瓶詰め経費が主であります。賃金、需用費の減は製造計画数量の減によるものです。役務費の減は製造計画数量及び販売数量計画の減によるものです。原材料費の減は製造計画数量の減によるもの

です。以上で説明を終了させていただきます。

委員長

23年度の焼酎事業特別会計予算について、質疑を受けたいと思います。

(「なし」との声あり)

委員長

全体を通して、何かございませんか。

議長

どうして売れないのか。

焼酎事業所副所長

一般的なことで申し上げますと、飲酒人口が減っているということだと思います。若い人はあまりお酒を飲まなくなっているということでございまして、これは元々当然のことではあったのですが、飲酒にかなりうるさくなりまして、二日酔いになるまで飲まなくなっております。それから、私どもの焼酎は観光地でも扱っていただいておりますけども、競合製品が出てきているということと、あまり酒をお土産で買わなくなっているのと、ホテルの売店等々にお聞きするとそのように聞いておりますので、そういったことが色々関係してきているのかと思っております。また、町内におきましては飲食店がここ数年かなりお店を辞めておりまして、こういうお店へ行っていた方が残っているお店に行くかと言ったらなかなかそうもいなくて、飲酒する機会も地元についても減ってきているというふうに考えております。以上でございます。

議長

焼酎を造り始めた時の長屋君が亡くなって、松浦君が代わってやられて大変な時に責任者になられて大変かと思うんですが、それだけ厳しい状況になると、やはり本物志向でないけども、長屋さんが造っていた時より美味しい焼酎を造らないと売れなくなるのかなと思いますので、やはり美味しい焼酎を造ることと、併せて何かお聞きをすると寝かせている焼酎を古酒と言うらしいんですけど、5年ものだとか10年ものだとかという樽ではなくて、うちは次から次に足すから古いのが無いんだというような話を聞いているんですけど、美味しい焼酎を造るのにあなたは燃えているのか、どうなのか。古酒が出来ないようなタンクの使い方だと言うんだけども。

焼酎事業所副所長

前所長の長屋さんも一生懸命、情熱を傾けて製造されてまして、私はその下で修行と言いますか勉強をさせていただいて今日までできております。美味しい焼酎ということでございますが、これはもちろん造っていかねばいけないと思いますが、ただ、焼酎を造るというのは微生物相手なものですから、なかなかある程度のものは出来ますけれども、その時その時の発酵状態によって微妙なものがございまして、完全なものというのはなかなか難しいなというふうに感じております。ただ、もちろん仕事と言いますか、与えられてやっている訳でございますから、日々努力を重ねてより美味しい焼酎を造るということに力を傾けていきたいと考えております。それから、古酒の関係についてでございますけれども、今現在はご承知のとおり清里セレクションと

いう5年ものを出しております。今まではタンクの関係で古酒用の焼酎と言いますのは、大体1年おきに造っております。通常の焼酎というのはもちろん毎年造っているのですが、単独で置いておきますとやはりタンクがどんどん一杯になってきますので、1年おきに造って5年経ったものを残っている古酒用のタンクにブレンドしていくというやり方で、ご指摘のとおりでございます。ただ、現在皆様にも委員会等で在庫の関係をご質問いただいて、お話をさせていただいておりますが、今現在3年以上経っているものもタンクの中に入れて残っておりますので、実際に今販売しておりますのは清里セレクションの古酒以外でも3年以上経過している焼酎が入っておりますので、これにつきましては、新年度につきましても製造数量30キロで販売55キロという計画を立てさせていただいておりますので、単純に申しますと25キロ分のタンクが空いてくるということになりますので、それぞれすぐとはいかないですけれども、10年ものですか今後はそういった年数の経っているものを製造、販売していけるような体制が取れるというふうに考えております。以上でございます。

議長

よろしく願いいたします。

焼酎事業所副所長

分かりました。

委員長

よろしいですか。

(「はい」との声あり)

委員長

それでは、焼酎事業を終わります。ご苦労様でした。

委員長

次回の委員会について。

事務局長

ございません。

委員長

その他。

(「なし」との声あり)

閉会の宣告

委員長

それではないようですので、第2回産業福祉常任委員会を終了したいと思います。どうもご苦

労様でした。

(閉会 午後3時27分)